

海上保安能力強化に関する関係閣僚会議の開催について

平成 28 年 12 月 21 日
内閣総理大臣決裁
令和 4 年 12 月 9 日
一部改正

- 1 我が国周辺海域における重大な事案の発生が増加し、海上の安全及び治安の確保に関して厳しい情勢となっていることに鑑み、関係行政機関の緊密な連携の下、我が国周辺海域における安全及び治安の確保を図るために必要となる能力の戦略的かつ集中的な拡充・強化のための抜本的な対策を総合的に調整し、その実施の推進を図るため、海上保安能力強化に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
- 4 会議の庶務は、国土交通省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。